三　当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四　当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前三号に規定する事項を除く。）

第十三条の二第一項第一号中「（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）」を削り、同項第二号ロ中「第二条の十二の二第二項第四号」を「第二条の十二の四第二項第四号」に改め、同条を第十三条の五とし、第十三条の次に次の三条を加える。

（売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘）

第十三条の二　法第二条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　法第六十七条の十九に規定する通知その他法令上の義務の履行として行う当該有価証券に関する情報の提供

二　認可金融商品取引業協会（令第一条の七の三第六号に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次条第一項第四号及び第十三条の七第九項において同じ。）その他金融商品取引業者等を会員とする協会その他の団体に対して、当該協会その他の団体の規則に基づき行われる当該有価証券に関する情報の提供

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第十三条の三　令第一条の七の三第六号に規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券（同条第五号に規定する譲渡制限のない海外発行証券をいう。以下この項及び第十三条の七第九項において同じ。）に関する次に掲げる事項とする。

一　発行者の名称及び本店所在地

二　銘柄

三　当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四　当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前三号に掲げる事項を除く。）

2　令第一条の七の三第九号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）、同項第十一号に掲げる有価証券（投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類するものに限る。）及び同項第十五号に掲げる有価証券

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

四　令第一条第一号に規定する譲渡性預金の預金証書

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四　令第一条の七の四第二号ニに規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

一　当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二　当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三　社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

2　令第一条の七の四第三号ハに規定する内閣府令で掲げる要件は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。

一　次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ　当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ　当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ　社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二　次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの　受託有価証券が令第一条の七の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合に該当すること。

ロ　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券　次のいずれかの場合に該当すること。

(1)　原有価証券が令第一条の七の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七の四各号に定める場合

(2)　当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ハ　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券　次のいずれかの場合に該当すること。

(1)　当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合

(2)　当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ニ　社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の七の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくはロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換債券」という。）　当該償還により取得する有価証券（以下ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの場合に該当すること。

(1)　令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券　令第一条の四第一号に定める場合（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合（以下(1)及び(2)において「既発行償還有価証券である場合」という。）には、同号に掲げる要件に該当する場合を除く。）又は第一条の七の四第一号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件を除く。）

(2)　令第一条の四第二号又は第一条の七の四第二号に掲げる有価証券　令第一条の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。）又は第一条の七の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。）

(3)　ロに掲げる有価証券　ロに定める要件に該当する場合

(4)　ハに掲げる有価証券　ハに定める要件に該当する場合